

## 平成 28 年度 第 1 回 いちき串木野市行政改革推進委員会 議事録

- 日 時：平成 28 年 8 月 2 日（火）13：30 ～ 15：47
- 場 所：いちき串木野市役所 串木野庁舎 3 階第一委員会室
- 出席者：委 員：赤岩喜久生、有馬裕一、椿要一郎、久木山純広、久木野公子  
下夷憲一、生野正行、祐下和美、立石長男、野元鉄矢、  
橋本千穂、藤間浩之  
事務局（総務課）：中尾課長、下池課長補佐、久徳係長、野崎主任、濱田主任
- 欠席者：委 員：久木山睦男、早崎達哉、春田伸幸

### 【会次第】

- 1 開会
- 2 委嘱状の交付
- 3 市長あいさつ
- 4 委員の紹介
- 5 委員長の選出
- 6 委員長代理の指名について
- 7 協議
  - (1) 第二次行政改革大綱推進計画（集中改革プラン）平成 27 年度実績報告及び行政改革（5 ヶ年）の成果について
  - (2) 第三次行政改革大綱における取組について
  - (3) その他（公共施設等総合管理計画について）
- 8 閉会

### 【資料】

1. いちき串木野市行政改革推進委員会規則及び委員名簿
2. 第二次行政改革大綱推進計画（集中改革プラン）平成 27 年度実績報告
3. 行政改革 5 ヶ年の成果
4. 第三次いちき串木野市行政改革大綱推進計画
5. 指定管理者導入状況

### 【当日配付分資料】

第三次いちき串木野市行政改革大綱  
いちき串木野市第 3 次定員適正化計画（平成 28 年度～平成 32 年度）  
財政改善計画（平成 28 年度～平成 32 年度）  
公共施設等総合管理計画について

●主たる協議内容

(1)第二次行政改革大綱推進計画（集中改革プラン）平成 27 年度実績報告及び行政改革（5 ヶ年）の成果について

事務局	(資料 2～3 により説明)
委員	「給与の適正化」について、地域手当の支給割合の引上げとあるが、何を基準に引き上げたのか。
事務局	人事院勧告に基づいて設定しました。以前は本市にはありませんでしたが、地域手当を支給する対象職員が出てきたことから地域手当を設定したところです。
委員	国の場合は、地域手当は都市手当を基準にしているが、なぜ、いちき串木野市に地域手当があるのか疑問に思い質問した。
事務局	現在、東京と大阪に派遣している職員が対象となっているためです。
委員	「給与の適正化」について、進捗状況を見ると計画より進んで実施とある。取り組みに管理職手当の縮減とあり実績に記載がないが、どのような状況で取り組んだのか。
事務局	計画では、管理職手当の縮減は平成 25 年度までを目標としており、平成 25 年度までで効果を果たしたことから記載しております。
委員	「組織機構の再編・整備」で平成 27 年 4 月 1 日から新設が 2 つと観光交流課長と食のまち推進課長の兼務、環境センター所長職の減とあるが、平成 28 年 4 月 1 日より食のまち推進課長と環境センター所長職が増になっている。何か理由があるのか。
事務局	5 ヶ年のなかで説明しますと、平成 23 年 4 月に行政改革推進課を総務課に編入し、その後、水産港湾課と商工観光課を統合、産業経済課を廃止、社会教育課と文化振興課を統合し、4 課減となりました。増では、本市の食のイメージのため、食のまち推進課を新設、観光交流が欠かせない時勢であることから観光交流課を新設しました。食のまち推進課と観光交流課を新設したため、結果的に 4 課の削減目標に対し、2 課減になりました。
委員	2 ページの平成 27 年度の行政改革効果額表と 3 ページ以降の効果額との関係が分かりづらい。分かりやすく記載してもらいたい。
事務局	分かりやすく工夫してまいります。
委員	「職員の接遇の向上」で「市民サービスアンケート」を実施しているが回答者が 8 名と少ないイメージを受ける。どのような方法でアンケートしたのか。
事務局	「市民サービスアンケート」は、平成 26 年度までは職員の方で来庁者にアンケートのお願いの声掛けをしての実績です。平成 26 年度は 49 件ありました。平成 27 年度は、職員からの声掛けをせずにアンケートを実施し、自主的にアンケート回答された方が 8 名でした。1 階の窓口アンケート用紙を置いて、職員の接遇がどうか、について庁舎内で実施しているものです。これについては、実施方法等について、今後検討していくこととしています。
委員	行革の効果額が出てくるのは、職員数の削減だろうと思う。「定員適正化計画の推進」において、当初職員削減目標が 40 人、このなかでは、再任用が始まるとか分かっていたらと思うが、結果として 21 人減が図れなかった事情について、もう少し詳しく教えてもらいたい。
事務局	定員適正化計画では 40 人で計画しておりました。ここでの効果額 1 億 4,235 万円は、行革の集中計画プランのなかで、どのくらいかということで効果を示したもので

	<p>す。職員削減は平成 27 年度までを目標としており、結果が 19 人の削減となり、目標に至らなかったわけですが、職員派遣等で東京・大阪・県庁等に 4 人、また、病休で 6 人、あるいは育休で 2 人という状況があり、なかなか削減に踏み切れなかったのが現状です。</p>
委 員	<p>水道事業の経営健全化の推進において、効果額が括弧書きで 370 万 7 千円とあるが、この根拠は何なのか。</p>
事 務 局	<p>この効果額は、水道料金の徴収率の効果額になりますが、水道事業会計は、会計が一般会計とは別であるため括弧書きで表記し、行革の効果額の集計からは対象外としております。</p>
委 員	<p>「地域内分権の推進」で、これまで行政嘱託員で配布していた広報紙について、まちづくり協議会での配布に移行してきている。地域によって違うと思うが、広報紙がまちづくり協議会、その他書類が行政嘱託員となっている。私の地区では、以前の行政嘱託員が全て配布していた時に比べ費用が下がっているようだが、全体として、移行することによって経費削減になっている部分があると思うがどうか。行革上では良いことだと思うので、削減されていれば、効果額として計上して良いと思う。</p>
事 務 局	<p>集計等については、担当課で対応しております。</p>
委 員	<p>「土地開発公社の先行取得用地の買戻しと分譲地の販売促進」について、進捗状況としては目標達成となっているが、開発公社の特別会計のなかで、実際棚卸評価し、損益を出したとき、そのことが市の持ち出しとして負担がでていないのか。損益で見た時にだいたいプラスマイナスゼロになっているなどが分かればくわしく教えてもらいたい。</p>
事 務 局	<p>「土地開発公社の先行取得用地の買戻し」での土地開発公社から 3 筆買戻した額の 5,287 万 1 千円、「土地開発公社分譲地の販売促進」で、土地開発公社が実際に売った土地が先ほどの 3 筆と個人に売った宅地と含んで 5,703 万 2 千円ということで、ご質問の開発公社の経常等についての資料は持ち合わせておりませんが、行革上での効果額には、開発公社の経常等については反映しないことになっています。あくまでも開発公社が持っている負債がどれだけ処分されたか、また、なるべく市が買うのではなく、民間に売ればその分市が潤うということで効果額を出しています。</p>
委 員	<p>そういうことであれば、民間に販売した 416 万 1 千円の効果が出たということで良いか。</p>
事 務 局	<p>はい、そのとおりです。</p>
委 員	<p>「選挙における期日前投票事務の簡素化の継続」ということで、私が見た感じでは、1 自治体で 2 つの投票場所で期日前投票を行っているが、何が簡素化されているのか分からないので教えてもらいたい。</p> <p>それと「民間委託の推進」で県内他都市の状況調査・研究をするということで取り組まれていると思うが、今後どこを民間委託しようとして研究しているのか教えてもらいたい。</p>
事 務 局	<p>選挙の関係は、小さな改善ではありますが、期日前投票をする際に、投票所で期日前投票宣誓書を「仕事が理由」等で 1 枚記入していただきます。現在は、その宣誓書を皆様に届く入場券の裏に印刷したことから宣誓書の用紙がいらなくなりました。そのことにより、宣誓書の用紙代や印刷などの事務を行う人件費が少なくなった、という内容です。</p>

委 員	市来の期日前投票所を廃止するようなものではないということでしょうか。
事 務 局	はい、廃止するようなことはありません。 「民間委託の推進」について、現在調査研究しているのは、市民課の窓口を、例えば法務局では、「実際に事務を行う国家公務員」と「窓口で資料や写しを出したりするところ」を別々にして、「窓口で資料を出すところ」を民間委託されている。そのような取り組みを市民課にできないか、住民票等を出す係は民間委託にして、住民票や戸籍を登録するのは個人情報の関係があるので職員が行う、というもので、そういった民間委託ができないか研究しているところです。
委 員	庁内業務の民間委託であり、施設を民間委託するわけでない、ということでしょうか。
事 務 局	はい。そのとおりです。
委 員	P13の監査制度の充実・強化についてだが、監査事務局が市の会計を監査した監査報告について、なかなか市民の目に届くということがないのではないかと。細かいところまではする必要はないが、コメントの関係上おおまかでも良いので、「いちき串木野市の会計を監査したところ概ね妥当であった。」等、市民の目に届くようにしてはどうか。
事 務 局	財政課の方で毎年決算状況を広報紙に掲載しておりますが、監査事務局に対し、広報紙にコメントを掲載することについて検討してもらおうようお願いしてみます。
委 員	「開かれた議会づくり」について、議会の市民と語る会に参加したのだが、議会の議員では対応できないような事案があったように感じた。できたら市の職員1名でも同伴してもらえれば、少しでも回答が良くなるのではないかと。
事 務 局	議会の市民と語る会については、あくまで議会の議員が自主的に実施しているものです。市民と語る会終了後には、議会から市当局に対し、質問内容に対する回答作成依頼があり、回答を議会に提出しております。 市では、昨年度まで市政報告会を開催しており、今年からは、各まちづくり協議会からの要望に応じて市政懇話会を開催しております。

## (2)第三次行政改革大綱における取組について

事 務 局	(資料4～5により説明)
委 員	「ふるさと納税制度の活用」について、発足当時は県が中心になっていたが、今は市町村が動いたところが動いた分だけ入ってくる。当然それに見合う特産品の状況によってとは思うが、今後行政としては、ふるさと納税制度をさらに推進していくという考えで良いか。あるいは、若干抑えていくのか。また、地元の特産品関係の業界の方々も、ふるさと納税を歓迎しているのか教えてもらいたい。
事 務 局	現在4月から7月末までで5,300万円の実績です。4ヵ月ですので、これを3倍したら1億5,000万円ですが、昨年度の実績からすると、11月・12月になると普段の10倍くらいになります。そのような中で何とか目標達成できたらというのと、やはり財政上も効果がありますので、行革に挙げております。 先日は、鹿児島空港の手荷物受取所に、本市のふるさと納税PR看板を設置したところです。ふるさと納税については、今後推進していく方向です。
委 員	ふるさと納税について、地域によっても違うと思うが、よく税理士会で問題になるのは、返礼品の品物の関係で、業種に応じて、もうかっているところとそうでないところの二面性がある。私が管理しているところでは、もうかっていないというものは

	ないが、どうしても市役所から頼まれれば、ということもあるようなので、そのあたりを踏まえて返礼品を選定してもらいたい。
事務局	<p>先ほどの地元の特産品関係の業界についての回答が漏れておりました。参加している企業をパートナー企業といますが、ふるさと納税を始めるときに、パートナー企業に対し、料金を安くして欲しいなどとは一切せず、市が仮に1万円いただいたら5千円くらいは消費に充てるという制度にしております。また、送料や発注、品物の伝票処理等に係る人件費については、市が負担しています。</p> <p>ふるさと納税を始めた頃、マグロ・焼酎・つけあげ等が返礼品にありますが、ちょうどお盆前だったことから、ハムが大変人気があり、一時期は5割くらいが占めているということもありました。焼酎については、販売の権利の関係があり、メーカーではなく酒屋さんをお願いすることになりましたが、酒屋さんについても年末は寝る間もないくらいに忙しい、という状況で、パートナー企業の皆さんから、ふるさと納税をしてもらって良かったと喜んでもらっています。</p>
委員	ふるさと納税の件で、おかげさまで私も冠岳で豚みそを作らせてもらっているのので、このまま継続していってもらいたい。
委員	ふるさと納税について説明がいろいろあったが、その内容を市民に分かるように説明してもらいたい。また、そこにしかないものがいっぱいある。そういったものをどんどん発掘し、やはり食のまちいちき串木野であるので、ぜひ頑張って継続していってもらいたい。特に1次産業に従事している私たちとしても、そのことを一番望んでいるので、これについては、まだまだ力を入れて頑張って欲しい。
委員	まちづくり協議会について、設立してから4年ないし5年経っていると思うが、今後も推進していく中で、市民の満足度を上げるという項目もあることから、一度、市民が今までのまちづくり協議会活動についてどのように思っているのか調べて改善できるところは改善するような指導をまちづくり協議会にしたら、より一層の市民の満足度が上がる活動になると思うので、検討してもらいたい。
事務局	全ての地区でまちづくり協議会が設置され、地区担当職員が支援しているところです。市民がまちづくり協議会の制度をどう思っているか、等のアンケートについて、担当課の方に話をしてみたいと思います。
委員	指定管理について、総合体育館は建ててから期間がまだ短いことから指定管理に出すのは早くないか。本当に出さなければならないのか。
事務局	<p>この指定管理者制度というものは、経費もですが、各種業務や電気料金等の支払い事務など施設を運営していくとどうしても職員の手がかかるため、民間に運営をお願いする、というものです。</p> <p>行革の大前提にあるのが、民間にできるものは民間にということです。パークゴルフ場もできてから2・3年で指定管理に出していますが、作る段階から指定管理ができないかを検討しています。本浦交流センターにつきましても、まちづくり協議会に指定管理してもらおう前提で話が進んでいます。この指定管理者制度を進めることで、定員適正化計画や人員の削減も進んでいきます。</p> <p>なお、第二次行政改革まで指定管理者制度を推進していくという形でありましたが、第三次行政改革では、既に指定管理者制度を導入している施設について効果検証・見直しをしていくこととしております。</p>
委員	指定管理者制度ができた当初は、既存の建物等について、民間に委託した方が効率

	<p>が良いのではないかと、ということで効率化を図るために始まった。始めから指定管理ありきであるならば、建設業者を選定する際に指定管理も含めて選定して、市が助成金等を出して民間に作ってもらい、そのまま管理してもらっていただければ良かったのではないかと。国の考え方がそのようなものであれば仕方がないが。</p>
事務局	<p>市が建設をするということで国の補助制度があります。</p>
委員	<p>指定管理の件について、指定管理というのは運営の他に修繕も含めて指定管理なのか。それとも不都合なことがあったらその都度市に言い、単に運営するだけなのか。または、指定管理者が独立採算で運営し、軽微なものは指定管理者で解決していくというものなのか。</p>
委員	<p>市町村によってだいぶ違う。また、指定管理によっても契約内容が全然違う。多種多様である。</p>
事務局	<p>民間委託する場合は、業務をお願いしますが、収入も含めての指定管理です。その収入のなかで足りるようであれば、その収入で運営してもらいます。収入だけでは運営できない施設については、不足分を指定管理料として支払います。よほどの理由がない限りは、その中で運営してもらいます。修繕も含めて指定管理です。</p>
委員	<p>市町村によって指定管理の方法や内容が多種多様であり統一感が図れていない。市としてはどのようなものを基準として指定管理をしているのか。</p>
事務局	<p>例えば、体育館の指定管理について、ある市は100万円だけど他市は150万円とかそういうことでしょうか。</p> <p>施設を何年か直営で運営しないと1年間でこれだけ経費がかかるというのは分かりません。何年か直営で運営し、1年間の経費が分かったら、民間の人件費分を算入して指定管理料を算出いたします。</p>
委員	<p>私は以前指定管理を各市町で比較したことがある。そうするといちき串木野市は、ある面で率先している部分と同じような施設であった。これだけ経費がかかるから、これだけでは採算がとれないのではないかと、いうものを元に指定管理料を設定しているのは、行政改革、指定管理の目的としてどうなのか、と、思って質問した。</p>
委員	<p>「特別職の給与の適正化」の効果額142万3千円は独自カットの分であって、報酬等審議会の分ではないから、ここに市長独自のカットというように入れてもらえたらより分かりやすい。</p> <p>それと管理職手当の縮減。これは、平成28年度に検討を終えて平成29年度から実施という理解で良いか。</p>
事務局	<p>管理職手当の縮減は、そのとおりです。</p>
委員	<p>「組織機構の再編・整備」と「消防力充実強化策の検討」ということで、それぞれ平成28年度に見直し方針を策定して、平成28年度の途中から実施ということになっているが、平成28年度から効果額は出てこないのか。</p> <p>「使用料・手数料の見直し検討」について、効果額が出てきていないが、これは5年間検討していくのか。どこかの時点で検討を終えて実施に移す、としていかないと行革の趣旨からしておかしいのではないかと。</p>
事務局	<p>組織の再編については、串木野庁舎と市来庁舎にある課の入れ替えによる再編であり、課を減らすというのではなく、人や場所が変わるだけで効果額が出てこないで効果額はあります。</p> <p>消防は、サービスの質の向上であり効果額が出るものではありません。</p>

	<p>使用料・手数料については、消費税が増税された場合、消費税分について見直すものになりますので、効果額はありません。</p>
委員	<p>「職員提案制度の推進」について、目標が15件と少ないように思える。提案の仕方等について教えていただきたい。</p>
事務局	<p>職員提案でいちばん皆様にお馴染みなのは、午後3時の時報に市民歌を流していますが、これは職員提案制度の一つとして採用したものです。職員提案制度については、提案が採用されたことに対する報奨制度や昇給等は一切ありません。それが理由というわけではありませんが、これまでの提案実績としては、平成20年度：10件、平成21年度：9件、平成22年度：11件、平成23年度：8件と厳しいところです。提案制度を有効に活用していきたいということで、目標は多めに計画しております。</p>
委員	<p>「定員適正化計画の着実な推進」の備考欄で、再任用について、平成27年4月1日現在が再任用フル2人、平成32年4月1日現在で再任用短時間32人となっているが、再任用フルと再任用短時間はどのような使い分けをしているのか。</p>
事務局	<p>平成27年4月1日現在、職員が344人、うち再任用職員のフルが2人いたということで記載しています。再任用制度が始まった初期の段階です。今年は7人の再任用がいますが、全員短時間の職員です。制度が始まった当初は、再任用職員はフルタイムの雇用形態でしたが、現在、再任用は短時間としております。再任用を短時間にすることで職員数を少なくすることができ、その分新規採用ができることから、再任用の方には短時間の就業をお願いしているところです。</p>
委員	<p>短時間とは何時間になるのか。</p>
事務局	<p>再任用短時間は、1日の就業時間が短いということではなく、日数を1日少なく勤務してもらう週4日勤務としております。</p>
委員	<p>当日資料として、財政健全計画など3種類の資料があるが、これは今から説明があるのか。それとも参考資料ということでしょうか。</p>
事務局	<p>当日資料については、公表済みのものであり、参考資料になります。</p>
委員	<p>第三次の計画で「財政改善計画の策定と推進」とあるが、合併によりこの10年間は飴とむちの飴であった。この5年間で国は交付税を段階的に減額していくことから、財政運営が大変厳しくなっていくと思う。当局としては非常に厳しい財政運営が強いられるが、行財政改革に取り組み、健全財政のためより一層努力願いたい。</p>

### (3) その他

#### ① 公共施設等総合管理計画について

事務局	公共施設等総合管理計画の概要と今後の進め方について説明
-----	-----------------------------

特に委員より質疑なし

#### ② その他

次回、公共施設等総合管理計画について、委員会を10～11月頃に開催予定を説明。